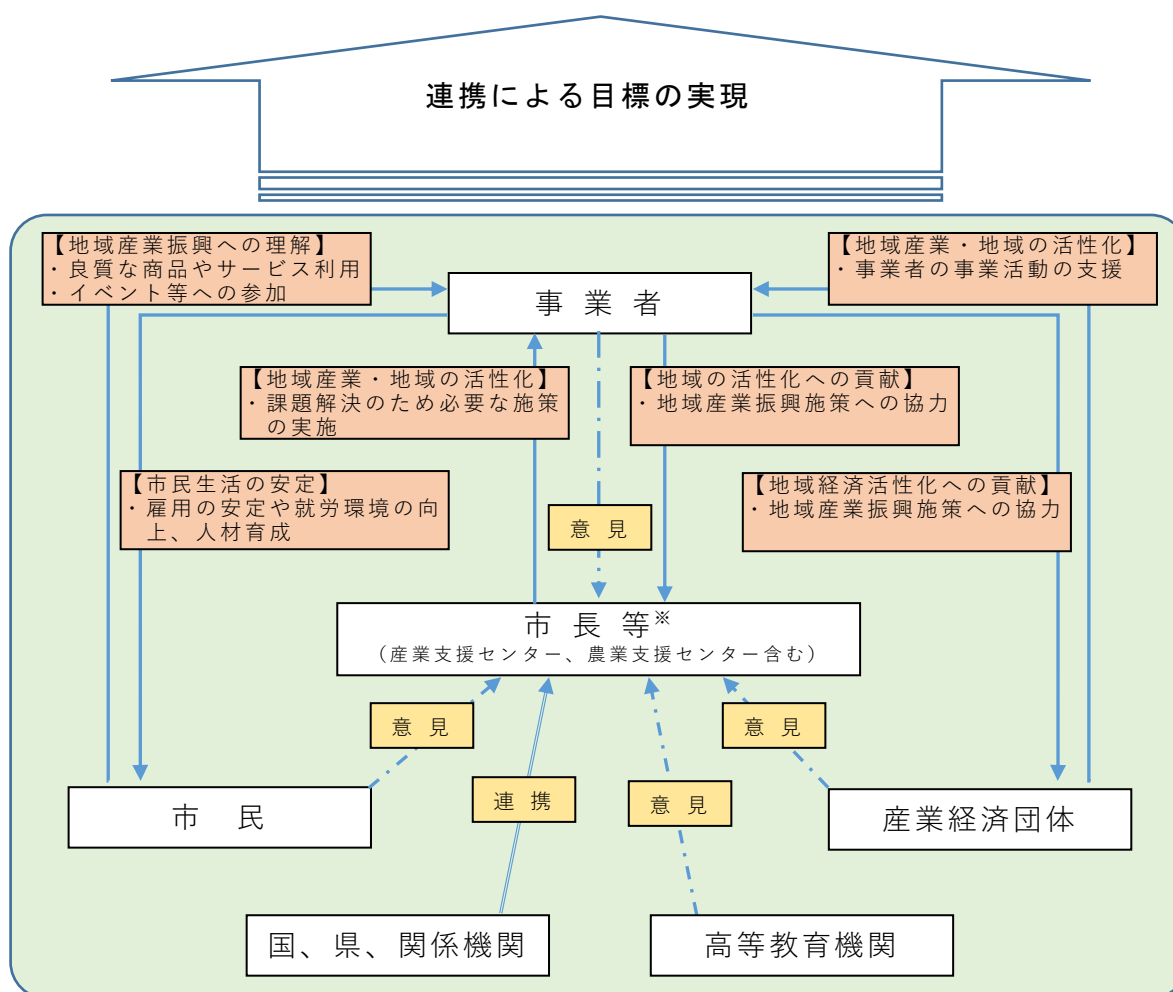


6 計画の推進体制等

6-1 推進体制

市民、市内事業者、産業経済団体、市長等[※]がそれぞれの役割を担うとともに、それぞれの強みを生かした連携を図り、本ビジョンを推進していきます。

「挑戦する心を原動力とした力強い地域経済の創出」
ー地域資源を活かし、人と技術が産業を育てるまちー



北上市地域産業振興基本条例で定める各主体の役割を図化

6-2 各主体の役割

6-2-1 市民の役割

市民は、地域産業が地域経済の発展および市民生活の質の向上に寄与することへの理解を深め、市内事業者の良質な商品やサービスを利用し、市内事業者等が開催する地域を対象としたイベント等に参加することを通して、市内事業者とともに進める地域づくりに積極的に参加します。

[※] 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、農業委員会等の行政事務を管理執行する機関のこと（北上市地域産業振興基本条例第2条で定義）。

6-2-2 事業者の役割

市内の企業・事業者は地域経済の主役であることを自覚し、周辺的生活環境との調和及び市民生活の安全の確保に配慮の下、自らの事業の発展、経営基盤の強化に努めるとともに、市長等や産業経済団体が行う地域産業の振興施策に協力し、地域経済や地域の活性化の貢献に努めます。

事業発展に向けた創意工夫のもと、新たな価値を生み出すいきいきとした事業活動を行うことで、将来を担う若者や子どもが目指す事業者像となることが期待されます。

また、雇用の安定を図り、就労環境を向上させるとともに、継続的な地域経済の発展に向けて人材の育成に努めます。

6-2-3 産業経済団体の役割

花巻農業協同組合、北上商工会議所、北上観光コンベンション協会をはじめとした地域の産業経済団体は、その組織目的に応じた事業を推進するとともに、事業者の自主的な努力・創意工夫を尊重しその事業活動を支援することにより、地域産業および地域の活性化を推進していくことが期待されます。

また、地域産業の振興に当たっては、地場の小規模事業者の活用及びその連携に十分に配慮するよう努めます。

6-2-4 市長等の役割

市長等は、市民、市内事業者、産業経済団体、大学等の高等教育機関から意見を聴取し、地域産業が抱える問題や課題の把握に努め、必要な施策を推進します。

また、施策の推進にあたっては、支援機関である産業支援センター、農業支援センターを活用するとともに、国、県及びその他関係機関と連携し、地場の小規模事業者の活用十分に配慮しながら、総合的・計画的な推進に努めます。

本計画の実行管理については、進捗状況を把握し支援事業の見直しを行い、より効果的な支援策を検討・実施していきます。

6-3 進行管理

ビジョンの進捗状況を把握し、北上市産業連携推進会議に報告します。産業連携推進会議では、ビジョン全体の施策の進捗状況を確認、検証するとともに地域産業の振興に向けた提言等を行います。

また、各部門計画については、農業部門及び林業部門は北上市農政審議会が、商業部門は北上市産業ビジョン商業部門検討委員会が、工業部門は北上市工業審議会が、観光部門は北上市産業ビジョン観光部門検討委員会が、そして産業連携部門は北上市産業連携推進会議において進捗状況の確認、検証等を行います。